

ふるさと秦野生活美観計画案に対するパブリックコメントの
実施結果について

1 意見募集期間

令和5年2月15日（水）から同年3月14日（火）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

3 構想案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) まちづくり計画課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
趣旨	1		1			
第1章 区域						
第2章 良好な景観形成に係る方針	3	1		2		
第3章 良好な景観形成に係る行為の制限に関する事項	11		2	7	1	1
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針						
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	1		1			
第6章 景観重要公共施設の整備に係る方針						
第7章 推進方策						
計	16	1	4	9	1	1

※ 意見への対応区分

A：意見等の趣旨等を構想に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に構想に反映されていると考えるもの

C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D：構想に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

ふるさと秦野生活美観計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
1	趣旨	<p>避けて通ることのできない、SDGs（持続可能な開発目標）の理念が欠落している。少なくとも</p> <p>11. 住み続けられるまちづくりを 11.4 12. つくる責任、つかう責任 12.4, 12.5 14. 海の豊かさを守ろう 14.1, 14.4 15. 陸の豊かさを守ろう 15.1, 15.2, 15.4, 15.5 これらを考慮した計画が絶対に必要であると考えます。</p>	B	<p>本計画には具体的に記載はありませんが、上位計画である都市マスタープランに示すSDGsの理念を踏まえて策定しています。</p>
2	第2章	<p>11頁 1 建築物等の形態意匠は景観上の影響の緩和を工夫する。 (1) 屋根や塔屋等屋上部 ～美しいスカイラインとし、～ についてスカイラインとはなにかの説明が必要と考えます。 疑問として スカイラインの考え方を景観に取り入れるときに、分類要素である①形状、②遠近、③単複、④位置、および型式と構図からは①ヴィスタ型、②パノラマ型、③借景型、④額縁型、⑤垂ヴィスタ・垂パノラマ混合型、⑥テンポラリー型、⑦フィルター型など難しい問題が在るようですが（注1）、このような要求が、第3章 良好な景観形成に係る行為の制限に関する事項に記載が無い。 半面、同章4外観の色彩 では、有彩色・無彩色の基準をマンセル値で具体的に示している。 記載しない理由が知りたい。言葉だけでは、次に進まないと考えます。</p> <p>（注1）引用文献： 佐藤 康一：スカイラインから見た景観の構図に関する考察、景観・デザイン研究講演集B61D（No.14 December 2018）</p>	A	<p>計画書第2章良好な景観形成に係る方針、3建築物等による生活美観の創出に関する方針、(2)建築物等が配慮すべき個別要素のページにスカイラインの説明（建築物等と空との境界線のこと）を追記しました。 また計画書第3章良好な景観形成に係る行為の制限に関する事項、(2)行為・要素別基準、2屋上部・頂部の基準(1)に示すとおり、スカイラインについて記載しています。</p>
3	第2章	<p>第2章の基本目標は、どの様に生かすかが問題や課題であってこれでは具体的な行動を誘導出来ないと思います。</p>	C	<p>秦野市景観形成基本計画は個性あふれる秦野の景観を守り、育て、創り、活用し、次の世代へ伝えていくための総合的、計画的な指針として策定したものです。本計画は秦野市景観形成基本計画の考えを具現化するものとして、景観施策の推進のために必要な事項を定めています。本計画第2章良好な景観形成に係る方針では基本計画第4章景観まちづくりの基本目標と第5章景観まちづくりの基本方針等と整合を図っており、それらを踏まえ、適切な景観形成に努めます。</p>
4	第2章	<p>周辺環境に配慮する。とありますがどの位の範囲を指すもので、これで美観は作れるのでしょうか。</p>	C	<p>周辺環境はそれぞれの地域で守るべき特性があり、一概には言えないところがあります。基本計画の施策や本計画の基準等を踏まえて適切な景観形成に努めていきます。</p>
5	第3章	<p>16頁 4 外観の色彩 について マンセル値で、基準値を示していることは解りやすい。 表1、表2で規定している数値は、その構築物が設置、または塗装し直した当初の色彩を示していると考えます。 疑問点 屋外構築物は常に太陽光に晒されている。 太陽光暴露で構築物の塗装や素材は劣化をし、退色します。 当然の結果として、当初の景観にそぐわない結果となる。 そこで、要求しているマンセル値は、初期設置からの保証期間及び退色した構築物のメンテナンスに関するアクション（行政側と構築物管理者相互による）について、明記する必要があると考える。</p>	C	<p>いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>
6	第3章	<p>19頁 3 木竹の伐採又は植栽 3の表題を、木竹の伐採又は植栽 → 木竹の伐採及び植栽、剪定 に変更してはどうか。 (1)と(2)間に下記を(2)として挿入、(2)を(3)変更。 (2) 道路に面する部分の剪定は、緑化を重視し、周囲との調和を図る。剪定した 枝葉は資源として、行政による個別回収を行うものとする。 この理由は、 秦野市は他の都市よりも高齢化率が高い、戸建て住宅で生活する住人にとって庭木の管理は必要と思いつつも、剪定した枝葉の処分（ごみ収集場所まで運ぶ）を考えると、つい先延ばしになる。従前のように剪定枝の戸別回収に戻すことを、強く要望して(2)を加えてはどうか。 追記 戸別回収は別部門と簡単に考えず、秦野の街の景観を維持するための必要な行為と十分な理解の上、環境資源センターと調整願いたい。</p>	D	<p>木竹の伐採又は植栽は、本計画12ページの《その他》「3面積が500㎡以上の土地における環境創出行為に伴う木竹の植栽又は伐採」としており、環境創出行為に伴う木竹の伐採等を想定しています。 また、秦野市景観まちづくり条例第50条に定める「(2)面積が500平方メートル以上の土地における環境創出行為に伴う木竹の植栽又は伐採」に関する行為基準であるため、条例と同一の表現としています。 いただいたご意見は関連部署に情報提供するとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>

ふるさと秦野生活美観計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	計画案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区 分	御意見等に対する考え方
7	第3章	<p>夜の景観について 鶴巻温泉駅前からコスモステージ前の街路灯まで照明が多く夜中明るい。 光害は7大公害に入っていないが、LEDによる眩しさの不快感、生態系への影響、天体観測への弊害など過剰な光は無い方が良い。 ・駅前の照明は一部午前1時に消灯→もっと早く消灯出来ないか？ （明るいので集まって騒ぐ人もいる） ・コスモステージ前の街路灯→低層階（主に2階、LED以前は3階住人）からは評判が悪く、消灯してほしい、商業施設でもないし、防犯灯も有るので、そもそも不必要などの意見がある。 【対策】・真夜中は消灯、足元を照らすセンサーライトに出来ないか？ ・街路灯はパナソニックの星が見える電灯に変更出来ないか？ ・戸建の人にマンションの白色の常用灯が一晩中点いているので眩しいと言われた→ 【対策】・白色ではなく電球色のような落ち着いた色に出来ないか？ （コスモステージは電球色に変更した） 少数意見だが、夜間の照明を減らす、消灯するなど、節電して電気代を無電柱化に回してほしい</p>	C	<p>ご意見の道路の街路灯の場合は安全のために設置しているものです。いただいたご意見を関連部署に情報提供いたします。</p>
8	第3章	<p>昼の景観について 鶴巻温泉で畑が宅地になり、里地風景が失われつつある。 電柱、電線が多くなり景観が悪い→空家をリノベーションして新築を減らしてはどうか。</p>	C	<p>空家の適正管理や活用に努めているところですが、いただいた御意見を関連部署に情報提供するとともに、今後の参考にさせていただきます。</p>
9	第3章	<p>営農型の太陽光発電施設について農地が荒れている事例があるが景観協議の中で指導できるのか。</p>	E	<p>景観協議の中で関係各課と連携を図って農地の適正管理に努めます。</p>
10	第3章	<p>黒い壁の建物が増えているので、秦野の伝統的なまち並みにふさわしい景観づくりをしてもらいたい。</p>	B	<p>景観協議の中で、適切な景観形成に努めます。</p>
11	第3章	<p>次の時代に良い景観を残していくことは必要なことだが、企業立地による活性化等とのバランス感覚をもって、取り組んでもらいたい。</p>	C	<p>本市にとって優良な企業に進出してもらえるよう関係各課と連携を図っていきます。</p>
12	第3章	<p>太陽光発電施設は、景観配慮ではなく条例等で強い規制をしてはどうか。</p>	C	<p>今後も社会情勢の動向を注視してまいります。</p>
13	第3章	<p>届出対象の規模に満たない戸建て住宅等についても、適切に景観誘導してもらいたい。</p>	C	<p>届出の対象にならないものも、制度を周知することで適切な景観誘導に努めます。</p>
14	第3章	<p>駅周辺では、特に統一したまち並み誘導をしてほしい。</p>	C	<p>駅周辺でにぎわい創造の取組み等が進められています。このような機会を捉えて、適切な景観誘導に努めていきます。</p>
15	第3章	<p>高圧線の鉄塔やガードレールなど、景観に配慮したものにしてもらいたい。</p>	B	<p>計画書第3章良好な景観形成に係る行為の制限に関する事項、(2)行為・要素別基準、4 外観の色彩に示すとおり、景観協議の中で適切な景観形成に努めます。</p>
16	第5章	<p>山並み景観を望もうとすると、屋外広告物が目につくことがある。設置者に配慮してもらうなど、本市の特徴を生かした景観づくりをしてもらいたい。</p>	B	<p>計画第5章屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に示すとおり、屋外広告物の設置者に周辺景観へ配慮した広告物となるよう指導していきます。</p>